

和 解 調 書

事 件 の 表 示 令和元年（ワ）第516号
令和3年（ワ）第246号
期 日 令和5年9月22日午前11時00分
場 所 等 大分地方裁判所民事第1部和解室
受 命 裁 判 官 武 智 舞 子
受 命 裁 判 官 山 西 健 太
裁 判 所 書 記 官 福 嶋 克 顕
出 頭 した 当 事 者 等 原告（反訴被告）代理人 安部茂
原告（反訴被告）代理人 小白川類
被告ら代理人兼反訴原告代理人 岩崎哲朗
被告ら代理人兼反訴原告代理人 生野裕一

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

原告（反訴被告）

森 宣

（以下「原告」という。）

同訴訟代理人弁護士

安 部 茂

同

生 野 誉 士

同

小 野 裕 佳

同 小白川 類
大分市大字旦野原700番地
被告(反訴原告) 国立大学法人大分大学
同代表者学長 北野正剛
(以下「被告大学」という。)

被告 津村弘

被告 西園晃

被告 伊豆島明

(以下、被告大学及び上記3名を「被告ら」という。)

上記4名訴訟代理人弁護士 岩崎哲朗

同 生野裕一

同 姫野綾

第2 請求の表示

1 本訴請求

請求の趣旨及び原因は訴状(請求の趣旨第3項を除く。)、原告準備書面3(令和2年9月3日付け)及び原告準備書面14(令和4年11月1日付け)のとおりであるから、これらを引用する。

2 反訴請求

請求の趣旨及び原因は反訴状及び訴えの変更申立書(請求原因の追加的変更)(令和4年4月18日付け)のとおりであるから、これらを引用する。

第3 和解条項

- 1 被告大学は、原告が被告大学への寄附金を故意に私的な目的で使用したのではないと判断しながら、原告が同寄附金を「私的流用」した旨、一般読

者において、原告が同寄附金を故意に横領したと誤解し得る内容の公表をするなどし、原告に多大な精神的苦痛等を与えたことにつき、真摯に受け止め、原告に対し、深謝する。

2 原告は、被告大学に対し、平成29年度に被告大学への寄附金で購入した物品に関する手続について十分な確認を行わなかったことから、被告大学に対して負担をかけたことを認める。

3 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 訴訟費用は、本訴反訴を通じて、各自の負担とする。

裁判所書記官 福 嶋 克 郎

(備考)
和解条項中の「原告」は「前大分大学医学部放射線医学講座教授 森 宣 氏」
です。